

概要

審査請求人（以下「請求人」という。）の基礎疾患の症状が業務上の事由により増悪したとして、審査請求を一部取り消した事例

要旨

1 事案の概要及び経過

請求人は、平成〇年〇月に〇会社に採用され 自動車部品の入在庫・運搬業務等に従事した後、平成〇年〇月からは本社内で梱包品のラップ巻業務に従事していたが、同年〇月〇日、同工程での作業中に運搬台車と接触して転倒し、頭部、肘、腰など全身を打ち、肘と腰の痛みが強くなったと主張している。

請求人は、翌日〇医院に受診し、「頭部打撲皮下血腫、両肘内側上顆炎、腰椎椎間板症」と診断され、頭部打撲皮下血腫については、平成〇年〇月〇日付けで業務上災害と認定され支給決定されている。当初、健康保険により受診していた「両肘内側上顆炎、腰椎椎間板症」についても当該災害によって発症したとして、監督署長に対し療養補償給付の費用請求を行ったところ、監督署長は、請求人に発症した傷病は業務によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分を行った。

2 審査請求の理由

請求人は、審査請求の理由として、要旨、次のとおり述べている。

両肘内側上顆炎、腰椎椎間板症は業務上の作業により発生したものであり、監督署長の不支給決定は誤りである。

平成〇年〇月〇日の負傷により、腰と肘の痛みが強くなった。この負傷だけではなく、仕事で重量物を扱うようになり、左肘が痛み始めた

3 原処分庁の意見

(1) 請求人は、作業中にボルト運搬台車と接触して転倒した際に発生した災害であり、業務遂行性が認められる。

(2) 本件災害は、請求人が担当業務を行っている際に起こったものであるが、請求人の聴取から、今回の負傷以前から作業中に、肘に違和感及び痛みを覚え、腰には痛みはないものの腰が重いような違和感が出ていたことが認められる。

事業場関係者の聴取からは、請求人が負傷以前から周囲に腰と肘の痛みを訴えている一方で、頭を負傷した時に腰と肘を打ったという訴えはなかったものである。

傷病歴からは、平成〇年〇月から同年〇月まで左上腕骨上顆炎で、平成〇年〇月から同年〇月まで腰椎症の治療が確認されている。

医学的所見からも、請求人の主訴において、腰、両肘の痛みについては、負傷以前からの慢性的な症状であること、また、痛みが継続し不眠になったこともあると記載されているため、本件傷病と主訴との整合性は認められる。

一方、同所見から本件傷病と業務災害との因果関係は否定的な意見であることが認められる。

(3) 以上のとおり、請求人が当該災害により腰部及び肘部を負傷したものと認められず、災害と傷病との因果関係がないことから、業務起因性は認められず、業務上の事由によるものとは認められない。

4 審査官の判断

(1) 請求人は、平成〇年〇月〇日業務中に台車に後方から乗り上げ、後ろ向きに転がり頭と腰と肘や足など全身を強打し、この負傷が原因で腰と肘の痛みが強くなったと主張しており、業務遂行中の災害により負傷したものと判断できる。

主治医は、「初診時に頭部、腰部、肘いずれも健康保険による私病として診療を希望されたが、頭部は労災として扱うことが相当と当方から話をした。腰、肘は以前から慢性的に痛みがあった。」と述べ、請求人に腰痛、肘痛の基礎疾患があるため、健康保険での診療となったものであるが、後転し全身を強打したことにより基礎疾患部位の症状を増悪させたものと判断できる。

(2) また、請求人は重量物を扱うようになったことで、左肘が痛くなり、肘と腰に負担がかかる作業をして、肘痛と腰痛が発症したと主張していることから、上肢障害及び災害性によらない腰痛につ

いての認定基準に該当するか否かについて検討する。

請求人の主張するAブロックの作業とはエレカ（電動の工場内専用自動車）運転業務のことであり、1回の作業は、台車（50kgくらい）をエレカに1～3台接続し、エレカを所定の位置まで運転して、エレカから台車を外し定位置へ台車を運ぶ作業であり、認定基準の上肢に負担のかかる作業には該当しない。

パレタイズ工程は、コンベアから部品（3～15kg、大半は10kg以内）を台車に4段載せてラップを巻く作業で、上肢の反復動作の多い作業に該当すると判断できる。

エレカ運転業務及びパレタイズ工程での作業は、中腰作業もあまりなく、災害性によらない腰痛で定められた業務には該当しない。

しかしながら請求人は、平成〇年〇月〇日に左上腕骨上顆炎、同年〇月〇日に腰痛症と診断され療養しているため、前6か月間のエレカ運転時間について調査したところ、前6か月目は不明で5か月間の作業合計時間は858.25時間である。現在作業をしている同種労働者の6か月間で最長時間の1か月を除く5か月間の作業合計時間は937.5時間であり、同種労働者と比較して業務量が多いとは認められない。

また、同種労働者によれば「台車接続時や外す時には力はかからないが、台車を動かす時には力がかかる。」と述べ、1回の作業で腰と肘に負担のかかる作業時間は、1分10秒から最大4分の範囲内で、1日の運転回数は50回から70回くらいである。

パレタイズ工程での請求人の6か月間の作業時間は953時間、現在作業をしている同種労働者の6か月間の作業時間は1020.5時間であり、同種労働者と比較して業務量が多いとは認められない。

パレタイズ工程は上肢に負担のかかる作業には該当するが、上肢障害認定基準の、上肢障害の発症の有力な原因と認められる業務量として、同種労働者と比較しておおむね10%以上業務量が増加していることを要件としているため、これには該当しない。

- (3) 請求人の療養期間は、平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日（期間1）、平成〇年〇月〇日から同月〇日（期間2）、平成〇年〇月〇日から同月〇日（期間3）、平成〇年〇月〇日から同月〇日（期間4）である。

負傷後約6か月後の平成〇年〇月〇日からの請求人の作業はタグ付き工程で、これは部品にタグを合わせる作業で、立ち仕事ではあるが肘や腰に負担となる作業ではない。

- (4) 以上より、業務中に負傷し全身を強打したことにより基礎疾患部位の症状を増悪させたものと判断できる平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日（期間1）の療養については、業務上災害と認めて差し支えないと判断する。

しかし、請求人が従事した作業態様から上肢障害や災害性によらない腰痛には該当しないため、平成〇年〇月〇日（期間2）以降の療養については、業務上とは認められない。

したがって、監督署長が請求人に対してなした療養補償給付を支給しない旨の処分のうち、平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日（期間1）の療養については処分を取り消し、それ以外の期間については、これを取り消すべき理由はない。